

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

## 京都市規則第124号

### 京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

第1条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

#### 第2条 削除

第4条の3第1項各号列記以外の部分中「または」を「又は」に、「一」を「いずれか」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項第1号中「所在地の銀行」を「所在地の銀行」に改め、「又は区長」を削り、同項第2号中「又は区長」を削り、「取立」を「取立て」に改め、同項第3号中「自己あて為替手形」を「自己宛為替手形」に改め、「又は区長」を削り、同項第4号中「引受」を「引受け」に改め、「又は区長」を削り、「取立」を「取立て」に改める。

第4条の5第12号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(2) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂その他当該納骨堂の管理の用に供する家屋及びその敷地

第4条の9第1項第7号中「小規模企業者等設備導入資金助成法」を「旧小規模企業者等設備導入資金助成法」に改める。

附則第3項中「平成22年度から平成26年度分までの各年度分」を「平成27年度分」に改め、「限る。）」の右に「のうち平成26年4月2日から平成27年4月1日までの間に取得されたもの」を加える。

様式第1号1中「京都市 (区) 長」を「京都市長」に改め、同様式2中「京都市区長」を「京都市長」に改め、同様式3中「京都市 (区) 長」を「京都市長」に改め、同様式4中「京都市 区長」を「京都市長」に改める。

様式第3号3備考以外の部分、同様式4備考以外の部分、同様式5備考以外の部分及び様式第4号の2 2備考以外の部分中「京都市 区長」を「京都市長」に改める。

様式第4号の3注以外の部分、様式第4号の4注以外の部分、様式第4号の5備考以外の部分、様式第4号の6備考以外の部分及び様式第5号備考以外の部分中「京都市 (区) 長」を「京都市長」に改める。

様式第5号の2備考以外の部分、様式第5号の4備考以外の部分、様式第5号の5備考以外の部分、様式第6号1備考以外の部分及び同様式2備考以外の部分中「京都市(区)長」を「京都市長」に改める。

様式第6号の2、様式第6号の3及び様式第8号中「京都市(区)長」を「京都市長」に改める。

様式第9号備考以外の部分、様式第9号の3備考以外の部分、様式第9号の4備考以外の部分、様式第9号の5備考以外の部分、様式第9号の6備考以外の部分及び様式第9号の7備考以外の部分中「京都市(区)長」を「京都市長」に改める。

様式第9号の8 1備考以外の部分、同様式2備考以外の部分及び同様式3備考以外の部分中「京都市(区)長」を「京都市長」に、「または」を「又は」に改める。

様式第11号中「京都市(区)会計管理者」を「京都市会計管理者」に改める。

様式第11号の2及び様式第12号注以外の部分中「京都市(区)長」を「京都市長」に改める。

様式第13号備考以外の部分中「京都市(区)会計管理者」を「京都市会計管理者」に、「京都市(区)長」を「京都市長」に改める。

様式第14号注以外の部分中「京都市(区)長」を「京都市長」に改め、同様式注1中「すべて」を「全て」に改める。

様式第14号の2中「京都市(区)長」を「京都市長」に改める。

様式第15号1(表面)、同様式2(表面)及び同様式3(表面)中「(区)」を削る。

様式第16号注以外の部分中「京都市(区)長」を「京都市長」に改める。

様式第17号備考以外の部分中「京都市(区)会計管理者」を「京都市会計管理者」に、「京都市(区)長」を「京都市長」に改める。

様式第31号の2備考以外の部分中「京都市(区)長」を「京都市長」に改める。

様式第31号の3 1注以外の部分、同様式2注以外の部分、同様式3注以外の部分、同様式4注以外の部分、同様式5注以外の部分及び様式第31号の4注以外の部分中「京都市 区長」を「京都市長」に改める。

様式第31号の5注以外の部分中「京都市 区長」を「京都市長」に改め、同様式注1中「区長」を「市長」に改める。

様式第31号の6注以外の部分、様式第31号の7、様式第31号の8注以外の部分、様式第31号の9 1注以外の部分、同様式3注以外の部分並びに様式第31号の10

注及び備考以外の部分中「京都市 区長」を「京都市長」に改める。

様式第33号中「(区) 第 号」を「第 号」に、「京都市 (区) 長」を「京都市長」に改める。

様式第34号1中「京都市 区長」を「京都市長」に改める。

第2条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3号5備考以外の部分を次のように改める。

年度 固定資産税 (土地・家屋) 納税通知書  
都市計画税

様	あなたの 年度分の固定資産税及び都市計画税の税額を下記のとおり決定しましたので通知します。				
	年 月 日				
	京都市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>				
	納税者コード	区	学区	町	氏名
	物件区				
納 税 者		様			

課 税 標 準 額		
区 分	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
土 地	円	円
家 屋		
合 計		

税 額		
区 分	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
算 出 税 額	円	円
減 額 ・ 減 免 税 額		
徴 収 猶 予 税 額		
年 税 額		

年 税 額 合 計	円
-----------	---

期 別	納 期	納 付 額
随 時 分 ( 月 調 定 )	年 月 日 から 年 月 日 まで	円
第 1 期 分	年 月 日 から 年 月 日 まで	
第 2 期 分	年 月 日 から 年 月 日 まで	
第 3 期 分	年 月 日 から 年 月 日 まで	
第 4 期 分	年 月 日 から 年 月 日 まで	
月 更 正 随 時 分	年 月 日 から 年 月 日 まで	
過 年 度 随 時 分	年 月 日 から 年 月 日 まで	

様式第3号5備考中「この様式の裏面に,」を削る。

様式第4号の2 2備考以外の部分を次のように改める。

年度 固定資産税 (土地・家屋) 税額変更通知書  
都市計画税

あなたの 年度分の固定資産税及び都市計画税の税額を  
下記のとおり変更しましたので通知します。

年 月 日

京都市長 印

納 税 者 様	納 税 者 コ ー ド	区	学 区	町	氏 名
	物 件 区				
	納 税 者				

変 更 理 由	
---------	--

区 分	課 税 標 準 額					
	固 定 資 産 税			都 市 計 画 税		
	変 更 前	変 更 後	差 引 増 減	変 更 前	変 更 後	差 引 増 減
土 地	円	円	円	円	円	円
家 屋						
合 計						

区 分	税 額					
	固 定 資 産 税			都 市 計 画 税		
	変 更 前	変 更 後	差 引 増 減	変 更 前	変 更 後	差 引 増 減
算 出 税 額	円	円	円	円	円	円
減 額 ・ 減 免 税 額						
徴 収 猶 予 税 額						
年 税 額						

年 税 額 合 計	変 更 前	変 更 後	差 引 増 減
	円	円	円

期 別	納 期	納 付 額		
		変 更 前	変 更 後	差 引 増 減
随 時 分 ( 月 調 定 )	年 月 日 から 年 月 日 まで	円	円	円
第 1 期 分	年 月 日 から 年 月 日 まで			
第 2 期 分	年 月 日 から 年 月 日 まで			
第 3 期 分	年 月 日 から 年 月 日 まで			
第 4 期 分	年 月 日 から 年 月 日 まで			
月 更 正 随 時 分	年 月 日 から 年 月 日 まで			
過 年 度 随 時 分	年 月 日 から 年 月 日 まで			

様式第4号の2 2備考中「この様式の裏面に,」を削る。

様式第34号1を次のように改める。

1 価格等の決定・修正通知書(土地・家屋用)

固定資産(土地・家屋)の価格等の決定・修正通知書

様	あなたの固定資産について、 <input type="text"/> 年度の価格等を 地方税法第417条第1項の規定により決定し、又 は修正し、固定資産課税台帳に登録しましたので通 知します。			
	年 月 日			
	京都市長 <input type="checkbox"/>			
納税者コード	区	学区	町	氏名
物件区				

決定又は修正の理由	
-----------	--

土地又は家屋		物件所在地		地番又は家屋番号		
区	分	修	正	前	修	
地目又は種類・構造						
地積又は床面積			平方メートル		平方メートル	
価	格		円		円	
課税標準額	固定資産税		円		円	
	都市計画税		円		円	
土地又は家屋		物件所在地		地番又は家屋番号		
区	分	修	正	後	修	
地目又は種類・構造						
地積又は床面積			平方メートル		平方メートル	
価	格		円		円	
課税標準額	固定資産税		円		円	
	都市計画税		円		円	

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第4条の9の改正規定 平成27年3月31日
- (2) 第2条の規定 平成27年5月1日

(行財政局税務部税制課)